

川崎争議の勃發に就て注目すべきは其思想的背景なりとす。元來神戸全市の大争議を親しく通觀したる者驚異とせるは勃發より慘敗の數日前に到るまで社會主義的思想の稀薄なりしこととす。争議に到るまでの神戸の社會主義團體としては大阪市南區箕屋町一六日本労働新聞社を本據とする荒畑寒村氏の系統を引ききて、神戸労働者の宣傳のための結社ロンドン組（英國ウエルスの地名）ありしが、労働運動者としての明星賀川豊彦氏ありて社會主義者（通俗的稱呼に依る）の識見、學識、人格是と比すべくもあらざるため、社會主義者甚だ振はざるものありき。然るに大阪に於ける藤永田造船争議に於て爲されたる官憲の徹底的干渉は阪神労働者に對し深甚の印象を與へ「暴力の正義」を信せしめたるに似たり。川崎争議最初の發議者にして又最初の被檢舉者たる青柿善一郎氏の如き、労働組合を否認せずと雖、直接行動の左に座して法廷に於ても、大阪争議以來然く信じたる旨の陳述を齟さず。川崎電氣工作部に擧げられたる大争議の烽火は此人によりて爲されたるなり。

## 七、川崎の各工場競ひ起つ

電氣工作部起つや造船部（八五〇〇人）造機部（二五〇〇）造兵部（五〇〇）兵庫工場（三八〇〇）各動搖を初めたるため、電氣工作部は其提携運動を開始する一方、要求の提出を暫時差控へ三十日に到れり。會社側は電氣工作部の態度に虞れを抱き警戒頗る嚴重を極め、二十八日夜永留取締役が東京より急據歸神すると共に幹部會を開き、三十日猪木工作部長は役付職工を通じ左の諭告を全職工に配布したり。

「電氣工作部で作は此の種企業立憲の承認、團體交渉権要求等の問題に就いて何か相談をして居るといふ噂を聞いて居る。噂は本當に一場の噂として立消えて仕舞ふのならそれで問題はないが、萬一之が現實となつて來る場合は會社としても今日に於て豫めその對策を攻究して置く必要があると思ふ。それで日下噂となつて居る企業立憲の承認といふのは、未だ何等の申出がないから噂には解らないが工場長とか組長とかいふやうなものを選舉で決定しようといふにあるらしい。又團體交渉権の要求といふのは團體の人格を認めよといふのであるといふ。其の眞偽は別として果して之が眞實であるならば川崎造船所成立の基礎たる制度の更改であつてつまり制度を根本から覆へす重大問題である。松方社長以外の重役は單に社不在中の川崎造船所の留守番たるに過ぎぬ。川崎造船所本來の現前改正とか基礎に關する重大問題を處理すべき何等の権能をも附與されて居ないのである。企業立憲とか團體交渉権とかいふやうな問題に關しては議論をすれば幾何でも議論はあらう。然しながら今は議論の時ではない。従業員諸君の提唱する所の之等の問題が是なるか非なるかといふ批判の時ではない。假令ば之が何人が見ても是なるものであるとした所で遺憾ながら社長以外の重役には之を裁斷するの資格権能が與へられて居ないのであるから致し方がないのである。従業員諸君が若し此の邊の消息を解せず假に要求を提出するやうなことがあるとしても、此方に権能がない爲に撤回せねばならぬやうなことがあるかも知れぬ。然うなると従業員側を取つて體面問題が起らぬとも限らぬ。事情を諒解しても一度提出したものを引つ込める譯に行かぬといふやうな意氣張りになると不可ないから會社は此の意味を以て本日従業員一同に會社の意のある處を前以て傳へた次第である。」

以上の諭告は午後四時行はれたるが、電氣工作部にては正午、特に工作部長は全組長を集めて一場の訓示を試むるところありたり。同日午後六時より新開地勸業館樓上に於て電正會の發會式を兼ねたる大演說會開催、時節柄として川崎本工場の八百、三菱の五百、同兵庫分工場の四百を初め、多數の入場者あり。司會社尾川林次郎氏の開會の辭に次ぎ、職工の演說あり丹永永一氏左の宣言と決議を朗讀